

通達甲（総．留．管）第 5 号
平成 19 年 5 月 30 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

○ 警視庁被留置者不服申立規程の運用について

〔沿革〕 平成 21 年 3 月 通達甲（副監．総．企．組）第 5 号
24 年 3 月 同第 1 号
26 年 4 月 同（副監．総．留 1．指）第 11 号改正

このたび、警視庁被留置者不服申立規程（平成 19 年 5 月 30 日訓令第 16 号。以下「規程」という。）が制定され、平成 19 年 6 月 1 日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 趣旨

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の一部が改正され、留置施設における被留置者による不服申立制度が整備されたことから、必要な事項を定めるため、規程が制定されたものである。

第 2 審査の申請

1 申請書の交付（第 3 条関係）

警視総監に対する審査の申請の申出があった場合は、別記様式第 1 号の「審査の申請書」（以下「申請書」という。）を交付するものとする。

2 申請書の作成（第 4 条関係）

(1) 申請書の作成時間

申請書の作成は、原則として起居動作の時間帯以外の時間に行わせること。

(2) 申請書の代書

ア 申請書の代書の申出があった場合は、警部補以上の階級にある留置担当官の中から指定すること。

イ 代書した留置担当官は、閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかを確認し、加除訂正を申し出た場合は、その内容を申請書に記載すること。

ウ 代書した留置担当官は、申請書に誤りがないことを確認した場合は、申請書の所定の欄に署名及び指印させるとともに、代書年月日、所属、官職及び氏名を記載し、並びに押印すること。

(3) 申請書の再交付

申請書を書き損じた場合は、これを廃棄させた上、新たに申請書を交付すること。

(4) 申請書の提出及び送付手続

ア 申請書の送付の申出があった場合は、申請書以外のものが同封されないよう注意するとともに、内容の秘密の保持に配慮すること。

イ 立会いの留置担当官は、被留置者の面前で、封筒に申請書の送付を申し出た日を記載すること。

(5) 自弁の便せん等で申請書の作成がなされた場合の取扱い

申請書を使用せずに自弁の便せん等を使用して作成したものを提出しようとする場合は、申請書をもって作成させるものとするが、これに従わない場合は、正規の申請書として取り扱い、前(4)のイと同様の措置をとるものとする。

(6) 申請書の作成中止の申出等

申請書の作成の中止を申し出た場合は、未使用の申請書については返納させ、作成途中の申請書については廃棄させること。

(7) 処理手続

留置担当官は、受け取った申請書を、直ちに直属の留置主任官（警視庁被留置者留置規程（平成26年4月1日訓令甲第16号）第4条第3項に規定する留置主任官をいう。以下同じ。）に引き継ぐものとする。この場合において、留置主任官は、留置管理第一課長（管理係経由。以下同じ。）に電話報告し、受理番号の指定を受け、別記様式第2号の「不服申立取扱一覧簿」（以下「取扱簿」という。）に受理番号及び所要事項を記載した後、当該申請書を留置管理第一課長に送付するものとする。

3 裁決書の謄本の送付（第8条関係）

申請人が釈放若しくは移送となり、又は死亡した場合は、速やかに留置管理第一課長に電話報告するとともに、別記様式第3号の「不服申立人釈放等報告」により、報告するものとする。

4 審査の申請の取下げ（第9条関係）

審査の申請の取下げの申出があった場合は、別記様式第4号の「審査の申請取下書」を交付するものとする。

5 審査の申請に関する記録

申請書の作成、作成中止及び送付、審査の申請の取下げ、裁決書の謄本の送付等については、取扱簿及び警視庁被留置者留置規程運用要綱（平成26年4月1日通達甲（総・留1.指）第7号）に定める被留置者名簿（別記様式第1の5（動静、処遇等に関する申出）。以下「動静簿」という。）に記録するものとする。

第3 再審査の申請（第10条関係）

1 再申請書の交付

東京都公安委員会に対する再審査の申請の申出があった場合は、別記様式第5号の「再審査の申請書」（以下「再申請書」という。）を交付するものとする。

2 再申請書の作成等

再申請書の作成等については、前第2の2から5までの規定を準用する。この場合において、第2の4中「別記様式第4号の「審査の申請取下書」とあるのは「別記様式第6号の「再審査の申請取下書」と読み替えるものとする。

第4 申告書の交付及び作成（第11条関係）

1 申告書の交付

警視総監に対する事実の申告の申出があった場合は、別記様式第7号の「事実の申告書」（以下「申告書」という。）を交付するものとする。

2 申告書の作成等

申告書の作成等については、前記第2の2から5までの規定を準用する。この場合において、第2の4中「別記様式第4号の「審査の申請取下書」とあるのは「別記様式第8号の「事実の申告取下書」と読み替えるものとする。

第5 東京都公安委員会に対する事実の申告（第16条関係）

1 再申告書の交付

東京都公安委員会に対する事実の申告の申出があった場合は、別記様式第9号の「事実の再申告書」（以下「再申告書」という。）を交付するものとする。

2 再申告書の作成等

再申告書の作成等については、前記第2の2から5までの規定を準用する。この場合において、第2の4中「別記様式第4号の「審査の申請取下書」とあるのは「別記様式第10号の「事実の再申告取下書」と読み替えるものとする。

第6 警視総監に対する苦情の申出（第4章第1節関係）

1 申出書の交付

警視総監に対する苦情の申出があった場合は、別記様式第11号の「警視総監に対する苦情の申出書」（以下この第6において「申出書」という。）を交付するものとする。

2 申出書の作成等

申出書の作成等については、前記第2の2から5までの規定を準用する。この場合において、第2の4中「別記様式第4号の「審査の申請取下書」とあるのは「別記様式第12号の「警視総監に対する苦情の申出取下書」と読み替えるものとする。

第7 監査官に対する苦情の申出（第4章第2節関係）

1 申出書の交付

監査官に対する苦情の申出があった場合は、別記様式第13号の「監査官に対する苦情の申出書」（以下この第7において「申出書」という。）を交付するものとする。

2 申出書の作成等

申出書の作成等については、前記第2の2から5までの規定を準用する。この場合において、第2の4中「別記様式第4号の「審査の申請取下書」とあるのは「別

記様式第 14 号の「監査官に対する苦情の申出取下書」と読み替えるものとする。

3 処理手続

(1) 申出書の受理

監査官は、申出書を受理した場合は、当該留置施設の留置主任官に対し、申出書を受理した旨を連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた留置主任官は、留置管理第一課長に電話報告し、受理番号の指定を受け、取扱簿に受理番号及び所要事項を記載すること。

(2) 口頭での受理

監査官は、口頭による苦情の申出があった場合は、申出内容を確認し、別記様式第 15 号の「苦情の申出（口頭）受理書」（以下「受理書」という。）に記載するものとする。この場合において、申出人が誤りがないことを確認した場合は、受理書の所定の欄に署名及び指印させること。

なお、監査官は、当該留置施設に係る留置主任官に対し、申出を受理した旨を連絡し、連絡を受けた当該留置主任官は、前(1)の後段と同様の措置をとること。

第 8 留置業務管理者に対する苦情の申出（第 4 章第 3 節関係）

1 申出書の交付

留置業務管理者に対する苦情の申出をする場合は、別記様式第 16 号の「留置業務管理者に対する苦情の申出書」（以下この第 8 において「申出書」という。）を交付するものとする。

2 申出書の作成等

申出書の作成等については、前記第 2 の 2 から 5 までの規定を準用する。この場合において、第 2 の 4 中「別記様式第 4 号の「審査の申請取下書」とあるのは「別記様式第 17 号の「留置業務管理者に対する苦情の申出取下書」と読み替えるものとする。

3 処理手続

(1) 申出書の受理

留置担当官は、受け取った申出書を、直ちに留置主任官に引き継ぐものとする。この場合において、留置主任官は、留置業務管理者に報告するとともに、留置管理第一課長に電話報告し、受理番号の指定を受け、取扱簿に受理番号及び所要事項を記載すること。

(2) 口頭での受理

留置主任官は、口頭により留置業務管理者に対する苦情の申出があった場合は、留置担当官に申出内容を確認させ、受理書に記載させるものとする。この場合において、前記第 7 の 3 の (2) の後段と同様の措置をとること。

なお、当該留置主任官は、その内容を留置業務管理者に報告し、前(1)の後段と同様の措置をとること。

(3) 移送になった場合の処理

苦情の申出の処理が終了する前に、申出人が警視庁管内の他の留置施設に移送となった場合は、苦情の申出を受けた留置業務管理者は、移送先の留置業務管理

者に対し、申出人に対する苦情処理結果の通知を依頼するものとする。

- 審査の申請書（別記様式第1号）
- 不服申立取扱一覧簿（別記様式第2号）
- 不服申立人釈放等報告（別記様式第3号）
- 審査の申請取下書（別記様式第4号）
- 再審査の申請書（別記様式第5号）
- 再審査の申請取下書（別記様式第6号）
- 事実の申告書（別記様式第7号）
- 事実の申告取下書（別記様式第8号）
- 事実の再申告書（別記様式第9号）
- 事実の再申告取下書（別記様式第10号）
- 警視総監に対する苦情の申出書（別記様式第11号）
- 警視総監に対する苦情の申出取下書（別記様式第12号）
- 監査官に対する苦情の申出書（別記様式第13号）
- 監査官に対する苦情の申出取下書（別記様式第14号）
- 苦情の申出（口頭）受理書（別記様式第15号）
- 留置業務管理者に対する苦情の申出書（別記様式第16号）
- 留置業務管理者に対する苦情の申出取下書（別記様式第17号）